「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」または「セルフプラン」の提出の流れ　（支給決定の更新時の場合）

①支給決定の更新案内
サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書の交付
指定相談支援事業所一覧の情報提供　　**【市 ⇒ 利用者】**

サービス等利用計画等の提出を希望する場合

②計画相談支援（障害児相談支援）の利用契約の締結
【利用者 ⇔ 相談支援事業者】

③**サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）**の作成
【相談支援事業者】（利用者の自宅等を訪問）

④**サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）**、
介護給付費等支給申請書（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書）の提出
【利用者 ⇒ 市】（相談支援事業者の代行が可能）

⑤障害福祉サービス等の支給決定
支給決定通知書送付　　**【市 ⇒ 利用者】**

⑥計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定通知書、受給者証送付　**【市 ⇒ 利用者】**

⑦サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成・提出
【相談支援事業者 ⇒ 利用者、市、サービス事業者】

⑧サービス等の利用

⑨定期的なモニタリングの実施
【相談支援事業者】（利用者の自宅等を訪問）

セルフプランの提出を希望する場合

②**セルフプランの作成**
【利用者】（支援者からの援助可能）

③**セルフプランの提出**
【利用者 ⇒ 市】

④障害福祉サービス等の支給決定
支給決定通知書送付**【市⇒利用者】**

⑤サービス等の利用